

# 日野市平山台健康・市民支援センター方針検討業務委託 公募型プロポーザル募集要項

## 1 趣旨

平山台健康・市民支援センターは、平山台小学校（昭和53年開校、平成18年閉校）の跡地利用施設として平成20年に開設されました。現在は地域コミュニティをはじめ、スポーツ、保育、障害者支援、防災などの機能を有する複合施設として活用されています。しかし、施設を竣工してから大規模改修や耐震補強工事を実施しておらず、旧耐震基準の建物であることや老朽化による利用者の安全確保の観点などから、日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画において、段階的利用中止及び耐震補強工事の不実施施設として位置づけられ、令和10年度末の閉鎖を予定しています。

施設閉鎖後の跡地活用については、令和5年1月から地域住民と意見交換会を実施し、令和6年度からは跡地活用について市と地域住民が協働しながら検討する「おかのうえプロジェクト」を始動させ、当該地周辺のまちにとって必要な機能とは何かを考えるための勉強会（官民連携、コミュニティデザイン、防災）を開催してきました。

本業務は、おかのうえプロジェクトの一環として、これまでの活動及び地域住民との関係性を保ちながら、コミュニティデザインの力を活用し、ワークショップ等を通じて多様な世代から多様な意見を集約するとともに、行政課題や法的規制等を踏まえた上で、地域住民等が跡地に求める機能について住民、行政、関係者の合意形成を図り、さまざまな手法を活用し、持続可能な跡地活用に向けた方針策定業務を遂行できる候補者を選定するため、提案の募集を行います。

## 2 業務名

日野市平山台健康・市民支援センター方針検討業務委託

## 3 業務概要

- (1) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (2) 委託期間 令和7年6月下旬から令和9年3月31日まで
- (3) 委託限度額 8,580千円（R7:4,510千円 R8:4,070千円※消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

## 4 施設概要

- (1) 名称 平山台健康・市民支援センター
- (2) 所在地 東京都日野市平山2-1-1

## 5 プロポーザル参加及び業務受託の資格要件

プロポーザルに参加し、事業を受託する事業者は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力、実績が十分にあること。

- (2) 単体での申請とし、企業共同体（JV）申請は認めないものとする。ただし、業務遂行において専門性が高く再委託等が必要である場合は、その都度市と協議するものとする。
- (3) 令和7年4月1日時点において、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。ただし、登録をしていない場合は、以下の書類を提出することで、参加資格を満たすことができる。
  - ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - ・財務諸表
  - ・法人事業税の納税証明書
  - ・納税証明書その1（法人税かつ消費税及び地方消費税）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (7) 民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (8) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とすること。

## 6 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定に当たっては、企画提案を公募し、提出された企画提案の内容について、書面及び提案者のプレゼンテーションを審査会で審査し、最優秀提案者および優秀提案者を決定する。
- (2) 最優秀提案者との契約条件が合意に至らない場合は、優秀提案者と契約締結について協議を行うことがある。
- (3) 仕様書及び提案書等の記載事項を踏まえて受注候補者と協議し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続きを進めるものとする。ただし、本業務の目的達成のため、提案協議により必要な範囲において項目を追加、変更、削除することがある。また、これにより、見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合や、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点の者と順次交渉するものとする。

## 7 スケジュール（予定）

4月1日（火）～ 4月25日（金）	募集要項公開、参加表明書受付、質問受付期間
～5月2日（金）	質問の回答
5月12日（月）～ 5月16日（金）	企画提案書類受付

～5月23日（金）	一次審査結果通知
5月28日（水）	二次審査（プレゼンテーション）
6月4日（水）	二次審査結果通知
～6月下旬	委託契約締結

## 8 「参加表明書」及び「質問と回答」

### (1) 提出方法

参加表明書（様式1号）及び質問書（様式2号）を用い、電子メールで行うこと。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）なお、質問に関しては電話のみ等による質疑は一切受け付けない。

### (2) 受付期間

令和7年4月1日（火）～4月25日（金）

### (3) 提出先メールアドレス：[kikaku@city.hino.lg.jp](mailto:kikaku@city.hino.lg.jp)

### (4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、質問内容と回答を参加者全員への電子メールで行う。

## 9 企画提案書類の提出

### (1) 提出書類

以下の①～④の書類を紙に印刷し、提出すること。

①会社概要及び類似業務実績（様式3・様式4）

②企画提案書表紙（様式5）

③企画提案書（任意様式）

- ・原則A4版両面使用とし、縦横は問わない。両面印刷とする。
- ・仕様書、審査基準、参考資料及び(2)提案書に求める事項を参照のうえ作成すること。

④見積書（任意様式）：

- ・委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分がわかるように、年度ごとに具体的に積算すること。

### (2) 提案書に求める事項

市と地域住民が協働で進める「おかのうえプロジェクト」の一環として地域住民が跡地に求める機能の合意形成を図るプロセスを大切にするとともに、持続可能なまちづくりを進めていくため、提案書には以下の点を盛り込み提案すること。

- ・本業務に対する自社の強み、工夫事項
- ・コンセプト概要
- ・多様な世代が参加・意見できる工夫（日野市地域共創プラットフォームの利用可）
- ・用途地域等の都市計画や日野市公共施設等総合管理計画を考慮した持続可能な機能の抽出方法
- ・コミュニティデザインに関する自社の取り組み
- ・業務遂行人員体制（責任者、担当部署を記載、なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること）

※参考：跡地活用に関する過去の取り組み

令和5年度 意見交換会（市公式ホームページ）

<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/shisetsukanri/1027526/1027527.html>

令和6年度 おかのうえプロジェクト（市公式ホームページ）

<https://www.city.hino.lg.jp/shisei/keikaku/shisetsukanri/1027526/1027528/index.html>

(3) 提出部数：正本1部、副本5部

(4) 提出期間

令和7年5月12日（月）～5月16日（金）17時（必着）

※ 持参又は郵送のこと。メールでの提出不可。

(5) 提出先

住所：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

日野市企画経営課政策調整係 担当：小野

メールアドレス：8（3）に同じ

## 10 委託業者の審査方法

評価方法は変則2段階方式とし、4社以上の申し出があった場合、書類審査（応募資格の確認及び企画提案書等）を行い、上位3者（最大）を一次審査通過者とする。申し出が4社未満であった場合は、すべての業者が二次審査に進む。二次審査では、一次審査を通過した者による提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

## 11 二次審査（プレゼンテーション）

日時：令和7年5月28日（水）の午前中で指定する時間

会場：日野市役所

プレゼンテーション時間は、20分以内とし、その後、質疑応答とする。

※日時及び当日の進行等詳細について、別途参加者へメールにて連絡することとする。

※日時は変更する場合があります。

## 12 審査基準

審査項目	配点	審査基準
① 提案内容の独創性	20	・多様な世代の多様な意見の収集や、合意形成のプロセス等、自社の強みを活かした発想や工夫に基づく提案がなされているか。
② 業務の実施体制	10	・業務を遂行できる実施体制となっているか。
③ 業務内容の理解度	40	・地域特性をふまえた提案内容となっているか。 ・過去の経緯を踏まえ住民との協働によって事業を進めてきたことを理解した上での提案内容となっているか。 ・持続可能なまちづくりの視点を持ったうえでの提案となっているか。
④ 専門的知識・業務実績	20	・跡地活用における住民合意形成において、顕著な実績があるか。 ・同種・類似業務における方針の策定について顕著な実績があるか。
⑤ 価格点	10	・予算上限額に対する価格提案額に応じて評価する。

合計	100	
----	-----	--

### 13 結果の通知

書類審査の結果や審査の結果（提案の採否）は、後日、メールで通知する。

### 14 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。また、提案者に無断で使用しないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (3) 参加表明が1社の場合であっても一次及び二次審査は実施する。
- (4) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（任意）を提出すること。